

財政福祉委員会 説明資料(1)

第7期名古屋市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画（案）について

平成29年11月15日

健康福祉局

目 次

	ページ
1 計画の概要	1
2 高齢者の現状と将来推計	3
3 施策の展開	8
4 安定した介護保険制度の運営	25
5 今後の日程（予定）	32
<参考>第6期計画と第7期計画との比較	33

1 計画の概要

(1) 計画の理念

- 名古屋市では、高齢化率が25%に迫る状況であり、超高齢社会を迎えている。
団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）には、65歳以上の高齢者数が約59万人、高齢化率は26.3%に達すると推計され、今後、介護や支援を必要とする高齢者が増加すると見込まれている。
- そうした状況の中、本計画は「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものである。
- 両計画を推進することにより、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、自立した日常生活の支援（生活支援）及び住まいが包括的に確保される体制、すなわち「地域包括ケアシステム」を構築し、『互いに長寿を喜び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』の実現を目指す。

(2) 計画の視点

以下の5つの視点に基づき高齢者施策を推進する。

- 人間性の尊重
- 活力ある高齢期の実現
- 在宅生活の総合的支援
- とともに生きるまちづくり
- 市民の幅広い参加と民間活力の活用及び地域支援体制の構築

(3) 計画の性格

ア 高齢者保健福祉計画

すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域において安らぎのある生活を営むことができるような社会を目指し、高齢者に対する福祉の目標等を老人福祉法に基づき定める高齢者福祉計画であるとともに、健康増進法に基づく健康増進計画「健康なごやプラン21」との整合性を図り、高齢者の保健と福祉について、高齢者保健福祉計画として総合的に定める。

イ 介護保険事業計画

介護を必要とするすべての高齢者が必要かつ十分なサービスを受けることができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を目的に定めるもので、サービス量の見込みを介護保険法に基づき定める。

(4) 計画の期間

- 平成30年度から平成32年度までの3年間（第7期計画）

2 高齢者の現状と将来推計

(1) 高齢者人口

【 推移 】

(単位：人)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年
総人口	2, 171, 557	2, 215, 062	2, 263, 894	2, 295, 638	2, 304, 794
65 歳以上	338, 795	408, 558	471, 879	545, 210	554, 801
(再掲) 75 歳以上	129, 569	171, 558	215, 160	258, 354	268, 865

注 1：各年 10 月 1 日現在の人口。総人口には年齢不詳を含む。

注 2：出典 平成 12 年～27 年：国勢調査、平成 28 年：名古屋市統計年鑑

【 将来推計 】

(単位：人)

区 分	第 7 期			第 9 期
	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	2, 271, 000	2, 269, 000	2, 265, 000	2, 238, 000
65 歳以上	574, 000	578, 000	580, 000	588, 000
(再掲) 75 歳以上	292, 000	301, 000	305, 000	351, 000

注：名古屋市総合計画 2018 における人口推計による。（上位推計と下位推計の平均値）

(2) ひとり暮らし高齢者数等

【ひとり暮らしの高齢者数の推移】

(単位：人)

区 分	平成 24 年	平成 27 年	平成 28 年
人 数	84,413	92,798	94,984

注：名古屋市高齢者世帯実態把握調査結果（各年 10 月 1 日現在）

【75 歳以上の高齢者のみの世帯数の推移】

(単位：人)

区 分	平成 24 年	平成 27 年	平成 28 年
人 数	23,048	25,535	26,379

注：名古屋市高齢者世帯実態把握調査結果（各年 10 月 1 日現在）

(3) 認知症高齢者数

(単位：人)

区 分	平成 24 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
認知症高齢者数	74,000	86,000	100,000	112,000

注：厚生労働省の「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による
全国の認知症有病率推定値をもとに本市における認知症高齢者数を推計

(4) 第1号被保険者数

【 推移 】

(単位：人)

区 分	12 年度	18 年度	24 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第1号被保険者数	334,632	419,971	492,320	543,360	552,817	560,322

注：各年度9月末現在（平成12年度のみ法施行時4月1日現在）

【 将来推計 】

(単位：人)

区 分	第7期			第9期
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者数	566,400	570,000	572,900	579,700

注：年齢段階別（1歳刻み）の生存率実績等から推計

(5) 要介護・要支援者及び事業対象者

【 推移 】

(単位：人)

区 分	12 年度	18 年度	24 年度	27 年度	28 年度	29 年度
要支援 1	3,085	7,200	10,366	14,251	14,938	15,457
要支援 2	—	5,600	15,041	18,984	19,638	20,535
要介護 1	6,863	18,746	12,120	14,603	14,993	15,415
要介護 2	5,099	12,125	17,574	19,919	20,181	20,235
要介護 3	4,257	9,677	12,630	13,535	14,121	14,701
要介護 4	4,557	8,196	10,152	10,752	11,019	11,513
要介護 5	3,373	6,260	8,620	9,027	8,933	8,921
要介護・要支援者計	27,234	67,804	86,503	101,071	103,823	106,777
認定率 (65 歳以上)	7.9%	15.5%	17.1%	18.2%	18.4%	18.7%
事業対象者	—	—	—	—	2,437	4,052

注 1：各年度 9 月末現在（平成 12 年度のみ法施行時 4 月 1 日現在）

注 2：平成 18 年 4 月からの制度改正により、「要介護 1」の区分から改善の可能性が高い方の区分として「要支援 2」が設けられ、制度改正前の「要支援」は「要支援 1」に移行

注 3：平成 28 年 6 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始したため、基本チェックリストの判定による事業対象者の区分を新設

【 将来推計 】

(単位：人)

区 分	第 7 期			第 9 期
	30 年度	31 年度	32 年度	37 年度
要支援 1	16, 000	16, 500	16, 900	18, 600
要支援 2	21, 300	22, 000	22, 600	25, 000
要介護 1	16, 100	16, 700	17, 200	19, 400
要介護 2	21, 100	21, 800	22, 500	25, 500
要介護 3	15, 400	16, 000	16, 500	19, 100
要介護 4	12, 100	12, 600	13, 100	15, 100
要介護 5	9, 400	9, 800	10, 100	11, 600
要介護・要支援者計	111, 400	115, 300	118, 900	134, 200
認定率 (65 歳以上)	19. 2%	19. 8%	20. 3%	22. 7%
事業対象者	5, 300	6, 100	7, 000	7, 500

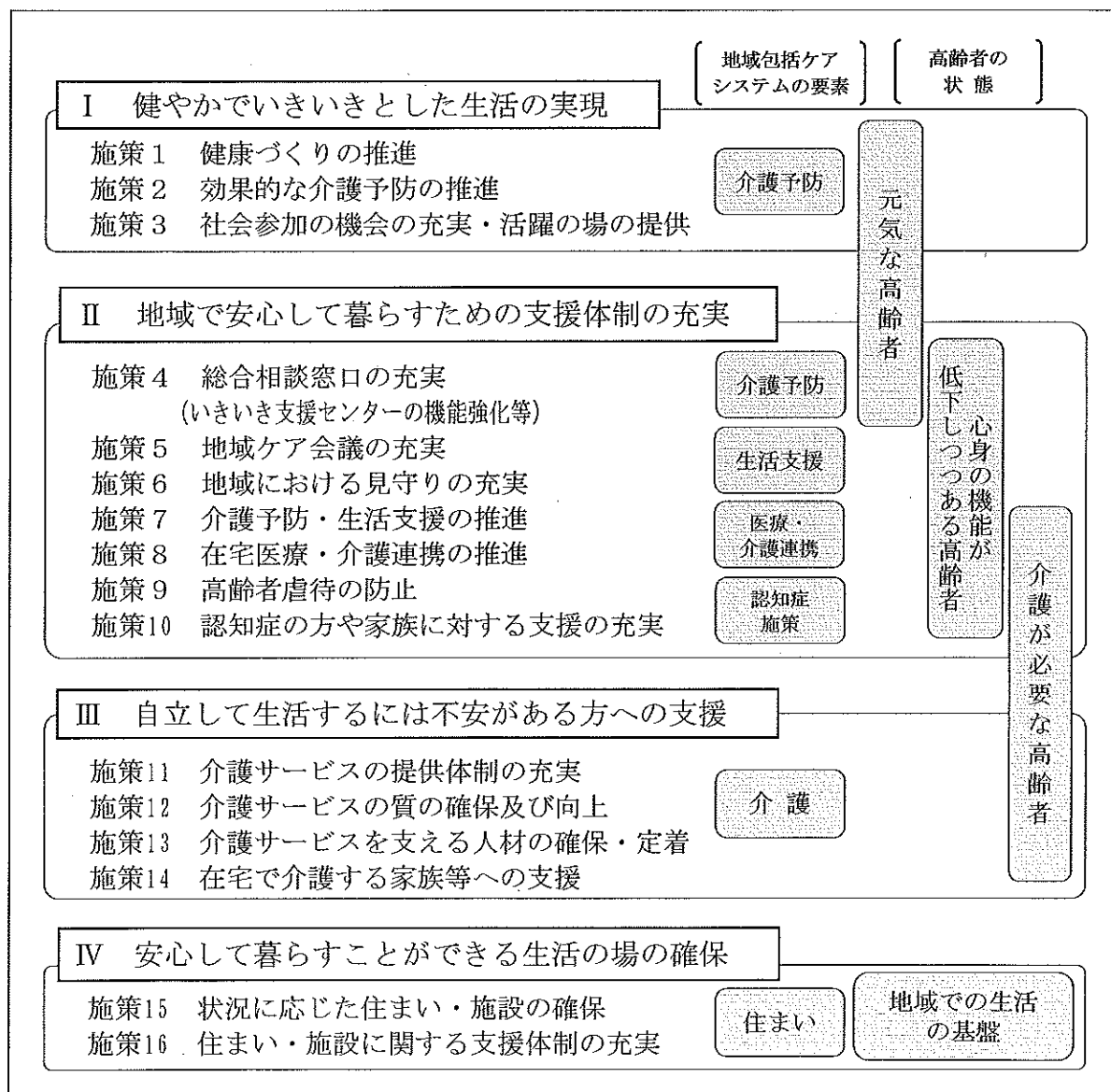
注 1：各年度 9 月末時点

注 2：端数処理（四捨五入）の関係上、内訳と合計が一致しないことがある。

3 施策の展開

(1) 施策推進の方向性

高齢者が生きがいを持って暮らし、社会において積極的に役割を担い、活躍できるような環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしく暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まい、認知症施策などが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を実現する。



(2) 施策の展開

I 健やかでいきいきとした生活の実現

施策1 健康づくりの推進

区 分	概 要
め ざ す 姿	生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることにより、生涯にわたり健康で、心豊かな生活を送ることができる。
課 題	○健康寿命のさらなる延伸
施策の展開	○健康なごやプラン21（第2次）の推進 各種の健康増進施策の取り組みについて、引き続き推進していくとともに、市民への広報を充実する。 市民の関心が高い生活習慣病予防などの正しい知識の普及・啓発をすすめるとともに、すべての市民が健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むための効果的な情報発信について検討する。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○健康増進事業の推進 ○がん対策の推進 ○歯科口腔保健対策の推進

施策2 効果的な介護予防の推進

区 分	概 要
め ざ す 姿	地域の身近な場所において、自発的・継続的に介護予防に取り組むことにより、生活の質（ＱＯＬ）が向上し、自立した生活を送ることができる。
課 題	○介護予防活動の普及・推進並びに場所の充実 ○住民主体の集いの場における専門的支援の推進 ○効率的な介護予防の促進
施策の展開	○介護予防の周知、啓発 介護予防の様々な活動方法やその効果を紹介する等、具体的な内容を周知し、啓発する。 ○身近な地域での介護予防の活動場所の充実 活動場所を充実させていくとともに、その活動場所を広報する。 ○住民主体の集いの場への専門職派遣の推進 住民主体の集いの場に保健所の保健師等や地域のリハビリテーション専門職等を派遣し、自立支援に資する取り組みを推進する。 ○効果検証等による効率的な介護予防の促進 地域ごとの課題等を確認、分析するとともに、介護予防事業の効果検証を実施し、その結果に基づき、効率的な介護予防を促進する。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○いきいき教室の実施 ○地域サロン活動等支援事業の実施＜拡充＞ ○高齢者はつらつ長寿推進事業の実施 ○高齢者サロンの推進＜拡充＞ ○福祉会館認知症予防教室の開催

施策3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供

区 分	概 要
めざす姿	知識や経験を活かして社会参加し、生きがいを持って生活しているとともに、社会において様々な役割を担い活躍している。
課 題	○外出のきっかけづくりや仲間づくり等の機会の確保 ○地域活動等に関心がある方を活動につなげること
施策の展開	○外出のきっかけづくりや仲間づくりの機会の充実等 身近なふれあいや交流場所である高齢者サロン等の整備をさらに進めるとともに、元気な高齢者が地域における支え合いの担い手となるよう活躍の場を広げる支援をする。 ○情報発信の充実 地域活動等に関心がある高齢者が実際に活動しやすいよう、これから高齢期を迎える年齢層も含めて、地域活動等に関する情報を幅広く発信する。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○敬老パスの交付 ○福祉会館の運営 ○老人クラブの活動支援＜拡充＞ ○高齢者就業支援センターの運営 ○鯉城学園の運営 ○高齢者サロンの推進＜拡充＞（再掲）

II 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

施策4 総合相談窓口の充実（いきいき支援センターの機能強化等）

区 分	概 要
め ざ す 姿	地域の高齢者及びその家族等が、身近な総合相談窓口であるいきいき支援センターに困り事などを気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる。
課 題	○いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の役割の見える化 ○いきいき支援センターの体制強化
施策の展開	○いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の利用促進 センター及び相談室の事業内容・活動内容を分かりやすく地域に発信するとともに、地域の身近な場所でいつでも相談できる窓口を増やしていく。 ○いきいき支援センターの体制強化 必要な人員の確保、各センター間の連携強化、職員のさらなる資質向上等をしていくことで体制強化を図る。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○いきいき支援センターの運営 ○高齢者いきいき相談室の設置

施策5 地域ケア会議の充実

区 分	概 要
めざす姿	各区において高齢者が安心して生活できるよう、多職種が個別事例の検討を行うことで高齢者を支援するとともに、高齢者を取り巻く様々な地域課題を解決することができる。
課 題	○各区地域包括ケア推進会議の充実 ○個別ケース検討会議の充実 ○各区地域ケア会議の取り組み内容の整理、全市課題への対応 ○各区地域ケア会議の取り組み内容の見える化
施策の展開	○各区地域包括ケア推進会議の充実 地域包括ケアシステムの構築に向けた本市の方向性を示すとともに、各区において、計画的・戦略的に地域の実情を踏まえた取り組みを実施する。 ○個別ケース検討会議の充実 個別ケース検討会議等を引き続き開催し、高齢者個人に対する支援の検討を行うとともに、地域課題を把握する。また、高齢者の自立支援に向けたケアマネジャーのケアマネジメント支援方法を検討する。 ○全市課題への対応、好事例の横展開 各区の実情に応じた取り組みを推進するとともに、各区の取り組みから全市課題を把握し、市施策に反映できるよう検討するほか、好事例については他区への横展開を図る。 ○市民への広報の充実 各区の地域包括ケアシステムについて、より多くの方に関心を持ってもらえるよう、地域ケア会議の取り組み内容を、様々な手法により発信する。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○地域ケア会議の実施＜拡充＞

施策6 地域における見守りの充実

区 分	概 要
め ざ す 姿	地域住民をはじめとした多様な主体による見守りや地域の身近な居場所への参加によって、地域とつながりながら暮らし続けることができる。
課 題	○見守り活動等の充実 ○地域のつながりの強化
施策の展開	○多様な主体による見守り活動の充実 - 行政、地域住民、民間事業者等の多様な主体による見守り活動により、高齢者の孤立を防止するとともに、支援を必要とする高齢者を適切な関係機関による支援につないでいく。 ○幅広い世代による高齢者支援にかかる地域活動への参加 - 幅広い世代の地域住民や団体に高齢者サロン等の居場所づくりや地域の助け合い活動への協力を呼び掛け、地域のつながりを深め、高齢者の孤立を防止する。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○見守り支援事業の実施 ○高齢者福祉相談員の配置 ○高齢者見守り協力事業者登録制度の実施

施策7 介護予防・生活支援の推進

区 分	概 要
め ざ す 姿	専門的な訪問・通所サービスに加え、元気な高齢者等、地域の力も活用した多様なサービスの中から状態に適したサービスを利用することにより、心身の機能が低下しつつある高齢者が状態の維持・改善を図ることができる。
課 題	○本市独自サービス（専門的な訪問・通所サービスとは別に、本市が独自に基準等を設定したサービス。以下同じ。）の普及及び事業の効果検証 ○高齢者日常生活支援研修修了者が活躍できる場の拡大 ○高齢者が必要とする生活支援の把握・充実
施策の展開	○本市独自サービスの利用を推進 事業所数及び担い手を増やし、本市独自サービスの利用を推進するとともに、サービス利用による介護予防の効果を含めた事業全体の検証を行い、今後の事業のあり方について検討する。 ○高齢者日常生活支援研修及び同等研修の修了者が活躍できる場の拡大 研修修了者の増加に努めるとともに、研修修了者と求人する事業所をマッチングする取り組みを行う。 （※）同等研修とは、市が実施している高齢者日常生活支援研修と同等の内容で認定を受けた法人が実施する研修であり、生活支援型訪問サービスの従事者となることが可能 ○生活支援の把握・充実と情報提供の強化 各区の生活支援に係る協議体等において、高齢者が必要とする生活支援の把握に努めるとともに、身近な地域の生活支援に関する情報を高齢者に分かりやすく提供する。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○生活支援型訪問サービス ○地域支えあい型訪問サービス ○ミニデイ型通所サービス ○運動型通所サービス

施策8 在宅医療・介護連携の推進

区 分	概 要
め ざ す 姿	在宅医療と介護の連携を推進し、切れ目のない医療・介護サービスの提供を行うことにより、在宅で療養する高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる。
課 題	○在宅療養に関する正しい知識の普及 ○在宅医療・介護連携推進体制の充実 ○はち丸ネットワーク（在宅療養者に質の高い医療・介護サービスを提供するため、関係者がその方の医療・介護情報や生活状況等を共有するシステム）の普及
施策の展開	○在宅療養に関する正しい知識の普及 医療や介護が必要になっても在宅で生活を送ることができることを市民や関係者に分かりやすく説明することにより、在宅療養に関する正しい知識の普及に努める。 ○在宅医療・介護連携体制の充実 在宅医療・介護連携支援センターにおいて、医療・介護関係者や市民からの相談に適切に対応できる体制を整えるとともに、相談窓口の周知を進める。また、多職種による連携の強化を図り、在宅療養者への適切な医療・介護サービスの提供に努める。 ○はち丸ネットワークの普及 在宅療養者を支援する医療・介護関係者の情報共有が進み、質の高いサービスが提供されるようにするため、さらに多くの関係機関のはち丸ネットワークへの登録を推進する。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○在宅医療・介護連携支援センターの運営 ○はち丸ネットワークの運用 ○在宅歯科医療・介護連携推進事業の実施＜拡充＞

施策 9 高齢者虐待の防止

区 分	概 要
め ざ す 姿	高齢者に対する虐待を社会全体で未然に防止するとともに、関係機関の連携・協働により、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者の保護、養護者の支援等がされている。
課 題	○高齢者の虐待防止等に関する啓発 ○虐待防止に向けた要因分析
施策の展開	○高齢者の虐待防止等に関する啓発の充実 高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を目的とした啓発に、様々な手法で取り組む。 ○虐待の要因分析及び虐待防止策の検討 虐待に至った要因を分析し、要因別に虐待防止策を検討する。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○高齢者虐待相談センターの運営 ○高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の設置

施策10 認知症の方や家族に対する支援の充実

区 分	概 要
め ざ す 姿	認知症になっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる。
課 題	○認知症の方が安心して暮らせる地域づくり ○適時・適切な医療・介護サービスの提供 ○権利擁護の充実 ○認知症高齢者を介護する家族の負担軽減 ○認知症の方の意思の尊重
施策の展開	○認知症の方を地域で支える仕組みづくりの充実 認知症に関する相談窓口や認知症施策について、広報を強化する。また、徘徊のリスクが高い方の効果的な搜索の仕組みを検討する。 ○認知症の早期発見・早期対応 認知症初期集中支援チームの活動を推進するとともに、各チーム間の情報共有や研修を充実する。 ○権利擁護の充実 成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、本市基本計画を策定するとともに、制度の周知や体制の整備を行う。 ○認知症高齢者を介護する家族への支援の充実 家族教室・家族サロン等を実施するとともに、ピアサポートを重視した取り組みの導入を検討する。 ○本人・家族の視点の重視 認知症の方やその家族の意見を把握し施策に反映できるよう、本人・家族ミーティング等の開催を検討する。
施 策 を 推 進 す る 業 事	○認知症サポーターの養成と活動支援 ○認知症地域支援ネットワークの構築＜拡充＞ ○認知症初期集中支援チームの設置 ○認知症高齢者を介護する家族への支援 ○徘徊のリスクが高い方について、GPS 等を活用した搜索システムの導入を検討＜新規＞

Ⅲ 自立して生活するには不安がある方への支援

施策11 介護サービスの提供体制の充実

区 分	概 要
め ざ す 姿	介護サービスを必要とする方が、利用者の心身の状況や家族のニーズに合った必要なサービスを適切に利用できる。
課 題	○小規模多機能型居宅介護等の周知と整備促進 ○施設・居住系サービスの計画的な整備
施策の展開	○小規模多機能型居宅介護等の周知と整備促進 小規模多機能型居宅介護等の利用促進のため、サービス内容について引き続き周知を図るとともに、事業所の参入を促進するため、整備補助などを行う。 ○施設・居住系サービスの計画的な整備 施設・居住系サービスの利用を必要とする方が早期に入所できるよう、引き続き整備を進めていく。特別養護老人ホームについては、利用者の選択の幅を広げるため、医療対応型やプライバシーに配慮した多床室の整備も検討する。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○特別養護老人ホームの整備＜拡充＞ ○認知症高齢者グループホームの整備＜拡充＞ ○小規模多機能型居宅介護等の整備補助

施策１２ 介護サービスの質の確保及び向上

区 分	概 要
め ざ す 姿	介護を必要とする方やその家族が介護事業所を適切に選択し、安心して質の高い介護サービスを受けられる。
課 題	○増加する介護事業所に対する制度理解の徹底と実地指導の充実 ○介護事業所の情報を分かりやすく公表
施策の展開	○質の高い介護サービスの提供 市内すべての介護事業所が介護保険制度のルールを理解し、利用者が安心して介護サービスを利用できるようにするため、介護事業所への適切な指導を行う。 ○介護事業所選択のための情報公表制度の充実と周知 介護事業所が提供するサービス内容等の情報のほか、特色ある取り組みや活動等の情報を加え、公表情報を充実させるとともに、情報公表制度の利用促進と普及に向けて広報を行う。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○介護事業所の指導 ○介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業の実施 ○介護事業所から報告されたサービス内容等の情報を公表＜新規＞

施策13 介護サービスを支える人材の確保・定着

区 分	概 要
め ざ す 姿	若者から元気な高齢者まで、幅広い世代の方に介護の仕事に対して関心を持ってもらうとともに、介護職員の職場への定着及び能力の向上を図り、安定して介護サービスを提供することができるようにする。
課 題	○定着支援及び人材育成の観点から介護現場をマネジメントするリーダーの育成及び支援 ○介護の仕事に関心を持ってもらうための取り組みの実施 ○外国人の雇用状況などの実態を把握し、必要に応じて本市の施策を検討
施策の展開	○定着支援・人材育成の充実 介護職員の離職を防ぎ、人材の育成を図るために、介護現場をマネジメントするリーダーの養成や介護職員のキャリア形成を支援する。 ○介護職に関する情報発信 介護の担い手のすそ野を広げるために、市内の介護事業所の関係団体と協力し、次世代を担う若者に対して、一日の仕事の流れ、勤務シフト、休暇取得状況などの勤務実態や介護の仕事のやりがい情報を発信する。また、元気な高齢者には、短時間でも介護の仕事に従事することなどを情報発信する。 ○外国人人材の支援 介護分野での外国人技能実習生の受け入れ後の状況や外国人の雇用状況など実態を把握し、市として取り組むべき事項について検討する。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○福祉人材育成支援助成事業の実施 ○キャリアアップ研修の実施 ○介護の日イベントの開催

施策14 在宅で介護する家族等への支援

区 分	概 要
め ざ す 姿	必要なときに必要な介護サービス等を安心して利用することで、介護者の心身の負担をできる限り軽減する。
課 題	○必要なときに必要な介護サービスを安心して利用できるよう介護保険制度を周知 ○介護に関する身近な相談窓口を分かりやすく周知 ○介護事業所の情報を分かりやすく公表 ○認知症高齢者を介護する家族の負担軽減 ○排せつケアを行う家族の負担軽減 ○育児等と親の介護が重なる方（ダブルケア）に対する支援
施策の展開	○介護保険制度の周知 - 必要なときに必要な介護サービスを安心して利用していただけるよう、引き続き介護保険制度の周知を図る。 ○いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の利用促進（再掲） ○介護事業所選択のための情報公表制度の充実と周知（再掲） ○認知症高齢者を介護する家族への支援の充実（再掲） ○排せつケアを行う家族への支援 - 家族介護者教室を実施するとともに、相談体制等について検討する。 ○育児等と親の介護が重なる方に対する支援 - 育児等の状況を考慮したケアプランの作成や、ケアマネジャーから子育て支援の窓口を案内していただけるよう、居宅介護支援事業所等に働きかける。
施 策 を 推 進 す る 業 事	○介護保険制度等の周知 ○いきいき支援センターの運営（再掲） ○認知症高齢者を介護する家族への支援（再掲） ○介護事業所から報告されたサービス内容等の情報を公表＜新規＞（再掲） ○排せつケアに関する相談体制等について検討＜新規＞

IV 安心して暮らすことができる生活の場の確保

施策15 状況に応じた住まい・施設の確保

区 分	概 要
め ざ す 姿	高齢者が安心して暮らせるバリアフリー化された住まいを選ぶことができるとともに、住まいに困窮する高齢者が適切な住まいを確保することができる。 また、介護サービスのうち、施設・居住系サービスを必要とする方が、適切に必要なサービスを利用できる。
課 題	○市営住宅への入居機会の確保 ○住宅のバリアフリー化の推進 ○施設・居住系サービスの計画的な整備
施策の展開	○市営住宅における取り組み 福祉向募集や一般募集を通じて、高齢者の入居機会の確保を図る。また、一般募集において申込がない住宅については先着順募集を実施し、住宅困窮者の入居機会の拡大につなげる。 市営住宅の建替の際には、バリアフリー化された住宅を整備するとともに、既存住宅へのエレベーター設置や集会所・住戸内の手すり設置などを進める。 ○民間住宅における取り組み サービス付き高齢者向け住宅など、バリアフリー化された高齢者向け賃貸住宅の供給を促進する。 ○施設・居住系サービスの計画的な整備（再掲）
施 策 を 推 進 す 事 業	○市営住宅への入居機会の確保 ○市営住宅のバリアフリー化 ○高齢者向け賃貸住宅の供給 ○認知症高齢者グループホームの整備＜拡充＞（再掲） ○特別養護老人ホームの整備＜拡充＞（再掲）

施策16 住まい・施設に関する支援体制の充実

区 分	概 要
め ざ す 姿	高齢者が、適切に住まい・施設を選択することができ、必要に応じて住み替えを行うことができる。
課 題	○市営住宅の団地コミュニティの活性化 ○高齢者の入居が可能な民間賃貸住宅や入居相談・生活支援などに関する情報の提供 ○高齢者の持ち家資産の有効活用
施策の展開	○市営住宅における取り組み 市営住宅ふれあい創出事業として、共同菜園の整備、健康福祉局と住宅都市局の連携による見守りの実施など、高齢者の孤立化を防止する取り組みを進める。 ○民間住宅における取り組み 高齢者の入居が可能な民間賃貸住宅の登録・情報提供を行うとともに、健康福祉局と住宅都市局が連携して、入居相談や生活支援など居住支援に関する情報を集約し、入居（希望）者や大家等への情報提供に取り組む。 また、高齢者の持ち家を借り上げて住み替え資金となる賃料収入を提供する、住み替え支援制度の普及啓発を図る。 ○施設や高齢者向け賃貸住宅等の情報提供 いきいき支援センターや区役所において、施設や高齢者向け賃貸住宅等に関する案内を行うとともに、健康福祉局と住宅都市局の連携により、提供する情報の充実を図る。
施 策 を 推 進 す る 事 業	○市営住宅ふれあい創出事業の実施 ○高齢者の入居が可能な民間賃貸住宅や居住支援に関する情報提供 ○高齢者住宅改修相談事業の実施

4 安定した介護保険制度の運営

(1) 介護サービス等の見込み量

ア 在宅サービス及び地域密着型サービス

＜見込み量算定にあたっての考え方＞

要介護・要支援者数の推計、サービスの利用状況等を勘案して見込む。

○主な在宅サービス（予防給付を含む。）

（単位：人／月）

区 分	28 年度実績	30 年度	32 年度
訪問介護	25,498	19,730	21,300
通所介護	21,145	15,380	16,830
短期入所生活介護	3,887	4,280	4,680
福祉用具貸与	34,855	40,460	46,330

注：訪問介護及び通所介護は、平成28年6月から予防給付分が介護予防・生活支援サービスへ移行

○主な地域密着型サービス（予防給付を含む。）

（単位：人／月）

区 分	28 年度実績	30 年度	32 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	361	390	430
夜間対応型訪問介護	285	300	370
地域密着型通所介護	6,282	7,250	7,670
小規模多機能型居宅介護	1,214	1,310	1,380
看護小規模多機能型居宅介護	70	70	70

イ 施設・居住系サービス

＜整備目標設定にあたっての考え方＞

サービス毎の整備目標については、入所申込者の状況や新規施設の開設状況等を勘案し、適切に設定する。

○施設種別ごとの整備目標

(単位：人)

施 設 区 分	整 備 数	32 年度目標量 (定 員)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	630	8,900
介護老人保健施設	80	6,975
介護療養型老人保健施設	0	0
介護療養型医療施設	—	240
介護医療院	0	240
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	90	3,488
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	280	5,858
計	1,080	25,701

注 1：介護老人福祉施設には地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

特定施設入居者生活介護には地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

なお、介護老人福祉施設については、第 6 期計画期間中に第 7 期計画の前倒し分として 130 人分を整備中

注 2：介護医療院の 32 年度目標量は介護療養型医療施設からの想定転換数を記載

注 3：特定施設入居者生活介護の整備数は住宅型有料老人ホーム等からの転換による整備数を記載

ウ 市町村特別給付

(単位：人／月)

区 分	28 年度実績	30 年度	32 年度
生活援助型配食サービス	8,582	5,320	5,880

注：平成30年度から従来の対象者のうち要支援者分を介護予防・生活支援サービスの自立支援型配食サービスに移行する予定。

エ 介護予防・生活支援サービス

<見込み量算定にあたっての考え方>

事業対象者・要支援者数の推計、サービスの利用状況等を勘案して見込む。

○介護予防・生活支援サービス

(単位：人／月)

区 分		28 年度実績	30 年度	32 年度
訪問 サービス	予防専門型	3,881	9,810	9,480
	生活支援型	184	2,100	2,600
	地域支えあい型	64 学区	108 学区	実施学区の 拡大
通所 サービス	予防専門型	3,813	11,320	12,170
	ミニデイ型	49	310	400
	運動型	464	1,030	1,450

(2) 介護保険給付費等の見込みと第1号被保険者の保険料（暫定値）

【保険給付費等の見込み（3年間）】

保険給付費等の見込みは次のとおりである。

区 分		計
保 険 給 付 費	在宅サービス	2,800～2,900億円程度
	地域密着型サービス	700～800億円程度
	施設サービス	1,300～1,400億円程度
	その他	300～400億円程度
	小 計	5,200～5,400億円程度
事 業 費 地 域 支 援	介護予防・日常生活支援総合事業	300億円程度
	包括的支援事業・任意事業	100億円程度
	小 計	400億円程度
合 計		5,600～5,800億円程度

注1：「その他」は市町村特別給付、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料

注2：各数値は四捨五入しているため、合計と一致しない。

【第1号被保険者の保険料（暫定値）】

第1号被保険者の保険料基準額（月額）は次のとおりである。

第1号被保険者の保険料基準額（月額）	6,400円台～6,600円台
--------------------	-----------------

注1：上記の額は、現時点での試算であり、今後国から示される新しい介護報酬額などにより変動が見込まれる。

注2：〔参考〕第6期保険料基準額（月額）：5,894円

【保険料算定に影響する要素】

引き上げとなる要素	引き下げとなる要素
○要介護・要支援者数の増加に伴う保険給付費の増加 ○保険給付費全体に係る第1号被保険者負担率の変更（22%→23%） ○施設・居住系サービスの整備に伴う定員増加	○2割負担者のうち特に所得の高い方の利用者負担を3割へ変更 ○課税世帯の一部において高額介護サービス費の上限額変更（37,200円→44,400円） ○介護給付費準備基金の取崩し ○介護保険料収納率の向上（平成25年度 98.9%→平成28年度 99.14%） ○要支援認定者に係る配食サービスの市町村特別給付から地域支援事業への移行

【公費を投入した低所得者の保険料軽減】

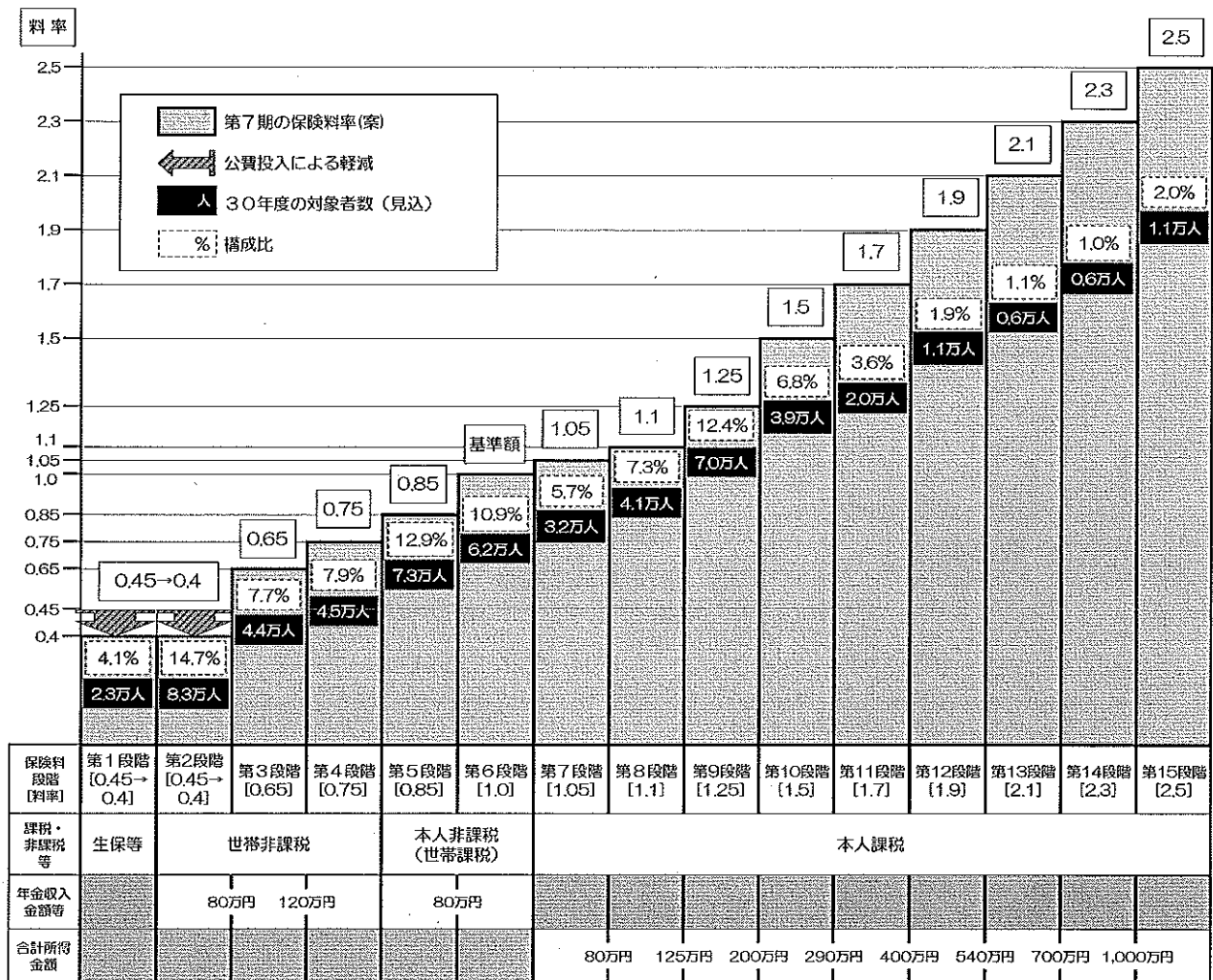
平成27年4月から、消費税増税分を財源とした公費の投入による低所得者（世帯全員が市町村民税非課税の世帯）の保険料の軽減が行われている。

軽減策にかかる費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担。

保険料段階		料率の軽減
第1段階	○生活保護等を受けている方 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	0.45→0.4
第2段階	○世帯全員が非課税の世帯で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45→0.4

【保険料段階】

第7期計画期間においては、負担能力に応じた保険料負担の観点から第6期計画期間と同じ保険料段階（15段階）及び保険料率を引き続き設定する。



※第1～2段階の料率表記：【公費による保険料軽減前→軽減後】

(3) 介護保険制度の適正な運営

①今後の介護保険料の上昇抑制に向けた取り組み (介護給付の適正化)	○ 要介護・要支援認定の適正化 ○ ケアプランチェック ○ 住宅改修実態調査 ○ 医療情報との突合、縦覧点検 ○ 給付費通知の送付
②自立支援・重度化防止に向けた取り組み	○ ケアマネジャー向け研修会の実施 ○ 介護予防・生活支援サービスの利用促進 ○ 住民主体の集いの場への専門職派遣の推進
③公平公正な要介護・要支援認定	○ 公平公正な認定調査の実施 ○ 円滑な審査判定と公平性の確保 ○ 要介護認定事務の集約化
④低所得者の利用者負担軽減事業	○ 認知症高齢者グループホーム居住費助成 ○ 社会福祉法人による生活困難者に対する利用者負担の軽減 ○ 障害者ホームヘルプサービス利用者の負担軽減の支援措置

5 今後の日程（予定）

時 期	事 項
平成29年12月 ～平成30年1月	○ 市民意見の募集（パブリックコメント）
平成30年 1 月 ～ 2 月	◇ 国において介護報酬新単価を諮問・答申
2 月	○ 介護保険条例改正案上程
3 月	○ 名古屋市高齢者施策推進協議会の開催 ・第7期高齢者保健福祉計画・介護保険 事業計画（案）についての最終的な意見聴取 ○ 策定
4 月	○ 改正介護保険条例の施行

<参考>

第6期計画と第7期計画との比較

名 称	はつらつ長寿プランなごや2015 (第 6 期 計 画)	はつらつ長寿プランなごや2018 (第 7 期 計 画)
計画期間	平成27年度～29年度	平成30年度～32年度
保険給付費等 (3年間)	5,195億円程度	5,600億円 ～5,800億円程度
保険料 基準額 (月額)	5,894円	6,400円台～6,600円台
保険料段階	15段階	15段階
要介護・要支援 認定者数	27年度 101,071人 28年度 103,823人 29年度 106,777人 (各年度9月末現在)	30年度 111,400人 31年度 115,300人 32年度 118,900人 (各年度9月末時点)
施設整備	平成27～29年度の整備計画数 ・特別養護老人ホーム 970 ・介護老人保健施設 0 ・認知症高齢者グループホーム 320 ・特定施設入居者生活介護 0 合計 1,290 ※特別養護老人ホームは第6期前倒し分338人分を含む。	平成30～32年度の整備計画数 ・特別養護老人ホーム 630 ・介護老人保健施設 80 ・介護医療院 0 ・認知症高齢者グループホーム 90 ・特定施設入居者生活介護 280 合計 1,080 ※特別養護老人ホームは第7期前倒し分130人分を含む。